

令和5年度第4回岩手県教育振興基本対策審議会

開催日時 令和5年11月16日（木）10：00～12：00
開催場所 サンセール盛岡 1階大ホール
出席委員 浅沼千明委員、佐々木一憲委員、佐々木修一委員、佐藤嘉彦委員、鈴木美智代委員、高橋昌造委員、滝吉美知香委員、田代高章委員、西山広美委員、星俊也委員、八重樫由吏委員、山口真樹委員、山本奨委員

議事の概要

- 1 岩手県教育振興計画の進捗状況について
資料1について、事務局から説明し、質疑を行った。
- 2 次期「岩手県教育振興計画（仮称）」について
資料2から資料4－2までについて、事務局から説明し、質疑及び意見交換を行った。
- 3 その他
資料5について、事務局から説明した。

1 開 会

○**西野教育企画室長** ただ今から、令和5年度第4回岩手県教育振興基本対策審議会を開催します。
本日の委員の皆様の出席状況ですが、遅れていらっしゃる旨の連絡をいただいております、高橋委員を含め、委員現員18人のうち、半数以上の13人の委員の御出席となりますので、岩手県附属機関条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。

2 あいさつ

○**西野教育企画室長** 開会にあたりまして、佐藤教育長から御挨拶申し上げます。

○**佐藤教育長** 皆様おはようございます。令和5年度第4回岩手県教育振興基本対策審議会の開催に当たり一言御挨拶申し上げます。まず、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。今年度は、次期「岩手県教育振興計画（仮称）」の策定に向けて、これまでに3回の会議を開催しておりますが、委員の皆様方からは、開催の都度、それぞれのお立場から貴重な御意見をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

本日は、現計画の進捗状況及び9月に開催しました第3回の会議でいただいた御意見や子どもからの意見等を踏まえまして、事務局が作成しました次期計画の素案について御審議いただきたいと思っております。また、今後は、パブリック・コメント等の実施も予定しているところでございます。本日も忌憚のない御意見をお願いいたします。以上、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○**西野教育企画室長** これより議事に入りますが、以後の進行は、岩手県附属機関条例第4条第3項の規定により、佐々木修一会長をお願いいたします。佐々木会長、議長席に御移動願います。

3 議 事

（1）岩手県教育振興計画の進捗状況について

○**佐々木修一会長** 今日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは早速議事に入ります。議事（1）岩手県教育振興計画の進捗状況についてを議題といたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○**西野教育企画室長** それでは、着座にて御説明させていただきます。

資料1 令和5年度「岩手県教育振興計画」の進捗状況について御説明いたします。まずは表紙の下段を御覧ください。この計画では指標は定めておりませんが、いわて県民計画（2019～2028）の指標を参考指標としており、なお、指標の達成度の考え方につきましては、表のとおりAからDまでとなっております。今回は令和4年度実績でこの進捗をまとめております。

おめくりいただきまして2ページ、3ページは、それ以降の12の項目分野の成果と課題の抜粋となりますので、説明は省略させていただきます。この後12項目のうち、参考指標の状況が思わしくない4項目について、現状と次期計画につながる今後の方向性について説明をさせていただきます。

まずは、4ページをお開き願います。政策分野「I 学校教育」、具体的施策「1 岩手で、世界で活躍する人材の育成」ですが、目指す姿に向けて取組を進めて参りましたが、関連指標を見ますと、将来の夢や目標を持つ児童生徒の割合や自分の住む地域が好きだと思っている割合などが目標を達成しない状況になっておりまして、特記事項に記載したとおり、コロナ禍で様々な教育活動の制約があり、将来の夢や目標、また地域の良さを実感する機会が減少してしまったことも影響したと考えています。

このことから、5ページに移りまして、中段以降にあります。復興教育の推進を図るとともに、地域に貢献する人づくり、そしてそのベースとなる自らのライフデザインについて考える機会を充実させることなどを課題と捉え、今後におきましては、復興教育では、下段になりますが、家庭・地域・関係機関と連携した取組の充実、おめくりいただきまして6ページ、教科横断的な復興教育の推進や未就学児への教育の拡充に取り組んで参ります。(2)、(3)については、地域との連携、地域等の社会人と連携した取組を、また、(4)岩手と世界をつなぐ人材の育成、英語教育としては、ICTの活用などによる学習意欲の向上を方向性として掲げております。

次に7ページをおめくり願います。施策「2 確かな学力の育成」です。関連指標からみますと、なかなか厳しい状況がありますが、特記事項の記載のとおり、児童生徒の変容、十分な学びにつながる授業改善、取組が十分ではなかったと認識しております。そこで、今後については、9ページ(1)各学校が課題を適切に把握し、教育内容を組み立てる授業改善やカリキュラムマネジメントを推進するとともに、(2)それを支援するため、各種調査の内容改善や、調査結果・データの活用、訪問指導の改善を進めて参ります。それと共に、児童生徒の家庭学習の充実、教員のICT活用指導力の向上に取り組むこととしております。

次に10ページをお開き願います。「3 豊かな心の育成」です。この項目においても、特記事項にあるとおり、コロナ禍での教育活動の制約による影響があったものと考えておりますし、また、最後のポツですが、スマートフォン等の利用時間の増加をはじめ、読書以外の活動の選択肢の増加等生活環境の変化も関係していると捉えております。

今後においては、12ページでございますが、自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心の育成、体験活動を通じた豊かな心の育成、学校における文化芸術教育の推進とともに、主権者教育や各教科、特別授業等を通じて、他者と連携して多様な価値観や考えを踏まえながら、解決方法を生み出し、社会に参画する力の育成に取り組むこととしています。

最後に31ページ「II 社会教育・家庭教育」のうち、「11 生涯にわたり学び続ける環境づくり」の部分です。ここでも同様にコロナ禍での活動の制約の影響はあったと考えておりますが、加えて、各社会教育施設等の特性を生かしながら、学びのニーズに応じた環境整備、学びたいときに学べる環境づくりが求められていると捉えております。

そのため、今後の方向性については、32ページの下ポツ2つですが、ICT活用を含め、多様なニーズに対応したコンテンツの充実に努めるとともに、学ぶ基盤となる読書活動についても、本年度、第5次岩手県子どもの読書活動推進計画を策定することから、それに基づき各種取組を進めていくこととしております。

また、33ページの(2)岩手ならではの学習においては、2ポツ目、先日、県立図書館に児童生徒が震災や復興、防災についてグループで学ぶことができる「I-ルーム」を開設しております。その活用促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上、簡単ですが、資料の説明とさせていただきます。

○佐々木修一会長 ただいまの岩手県教育振興計画の進捗状況について御説明いただいた事項について、確認したいことがある委員は挙手の上、発言をお願いしたいと思います。どの点からでも結構でございます。御発言をお願いいたします。星委員、お願いします。

○星俊也委員 9ページの「確かな学力の育成」に関わる「今後の方向性」というところで、(2)諸調査やICTの活用など…とございます。諸調査の結果を効果的に活用するということは、とても大切なことだ

と思っております。しかし、現場において、十分に活用されているかと言いますと、そこまで至っていない現実がございます、今、それに取り組もうとしているわけでありまして。本市あるいは県内でも取り組んでおることですけれども、その諸調査を実際に教員自身が解いてみるということをしてしております。その調査が何を求めているのか、今求められているこれからの学力というのはどういったものかというのを、教員自身が実際に解いてみることによって、体感する、把握するということが大事だと思っております。それをしますと、様々な問題が見えてまいりまして、例えば国語などは、長文が読めない子どもたちの実態も浮き上がって参ります。教師が読んでもなかなか手ごわい分量があります。それを子どもたちが、限られた短時間の中で読むということは、日頃の読書量、あるいは国語教育の充実などが本当に求められているなということを感じるわけです。その意味でも、授業改善をどのような方法ですべきかということを知らしめてくれる調査のあり方というのが非常に大事だと思っております。今後とも、どうぞ国語科を中心に、各教科充実した調査となるよう内容を一層改善・充実させていただきながら調査を継続していただければありがたいと思っております。以上意見でした。よろしくお願いいたします。

○佐々木修一会長 御意見ということでしたが、事務局の方でコメントはございますでしょうか。

○安部力向上担当課長 星委員からお話いただいたように、今後とも、諸調査については改善を図りながら進めて参りたいと思っております。検討の方、来年度に向けて進めて参りたいと思います。

○佐々木修一会長 他にございませんか。それでは、佐藤委員お願いします。

○佐藤嘉彦委員 9ページの「今後の方向性」の中の(2)の、今星委員がおっしゃった部分とも関連しますが、家庭学習の充実、これについて雫石町の情報をお話しさせていただくと、タブレットを今年度はできるだけ持ち帰りをして、家庭学習の充実ということの1つにしていますが、先日、ある保護者が私にこういうことを教えてくれました。普段だと、家庭学習で「宿題やったの？」と聞くと、「うーん」という反応だったのですが、タブレットを持って帰った日は、夕食を食べたらすぐに自分の部屋でタブレットを見ながら、ニコニコしながら宿題をやっていたと。それを見て、保護者が大変喜んでいる。結局、家庭には保護者がおりますし、やっぱり保護者も子どものことを応援したいわけで、タブレットは積極的に家庭学習に向かうきっかけになっています。授業でも積極的に使っていかなければと思います。雫石町では、校長会を通じたりしながら、先生方にもっとタブレットを家庭学習でも、そして保護者に応援してもらえよう、そういう使い方を目指していきたいと考えております。以上です。

○佐々木修一会長 ありがとうございます。事例を御紹介いただきました。今タブレットというお話ございましたが、このような活用について事務局の方で何かコメントございますか。

○兼平学校教育情報化担当課長 タブレットの活用については、全国学調の調査等を見ましても、まだ本県は全国に比べて遅れている状況となっておりますので、まさに今雫石町長様から御紹介いただきましたようなメリットも十分踏まえながら、タブレットの持ち帰り、活用をさらに推進していきたいと思っております。

○佐々木修一会長 後はございませんでしょうか。それでは、西山委員お願いします。

○西山広美委員 これまでで、もしかしたら話がなされていたのかもしれないのですが、確認です。それぞれの指標に対する現状値の取り方についてですけれども、何かしら生徒とか教員の皆様にアンケートを取ったり、県とか国とかのデータから取ったものなのだろうとは思っていますが、参考までに、7ページのところにある「確かな学力の育成」という大項目のところの、例えば「学校の授業が分かる児童生徒の割合」は、どのようにしてこのパーセントをとっているのでしょうか。

○安部学力向上担当課長 授業が分かる児童生徒の割合につきましては、児童生徒に学力調査の時に質問紙の調査もやっておりまして、そこで直接児童生徒から調査したものの集計結果となっております。

○佐々木修一会長 西山委員いかがですか。よろしいですか。

○西山広美委員 子どもというか、児童生徒が、本人が分かる・分からないという判断のもとということなのですね。分かりました。

○佐々木修一会長 その他の皆さん、ございませんでしょうか。鈴木委員お願いいたします。

○鈴木美智代委員 資料の13ページから15ページの「健やかな体の育成」のところで、私の方からお願いという観点で申し上げます。取組状況、それからその次のページの今後の方向性等々を協議して、私も意見させていただきながらお話ししながら進めていった内容がまとめられていて、とても嬉しくありがたく拝見していました。

1つお願いというところですが、私も食、栄養についてはあまり専門ではなくて、その点も充実の項目の中に入っているのですが、周りの保護者の方から、栄養に関する問い合わせというのは多くあります。捕食の取り方であるとか、熱中症対策であるとか、種別による栄養素の必要性みたいのところも、家庭を通してサポートできると思うので、そういった研修や講習会もあるといいなという声を多く聞きます。シーズンであるとか、時期も選んでいただいて、是非ニーズに合った充実した研修になるように、皆さんの声を拾い上げていただけたらと思います。

○佐々木修一会長 ただいまの鈴木委員の御意見に関してコメントございますか。

○粒来主幹兼保健体育担当課長 研修等につきましては、教員、それから外部指導者等に行っております。開催時期については、御指摘のように、できるだけ参加できるような時期を検討して参りたいと思います。

○佐々木修一会長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木美智代委員 ありがとうございます。

○佐々木修一会長 その他ございませんか。後お一人くらい。それでは、八重樫委員お願いします。

○八重樫由吏委員 この進捗状況の主な指標、各項目について、現状値、目標値、実績値と各項目が出ておりますが、その質問によって調査時期、年1回の調査で分かる数値とか、例えば年間で変わっていく数字とか、色々項目によって全く違っていると思いますが、これを、全体を通して統括するのに、例えば評価デザインの全体的な考え方とか、そういうベースになるものはございますか。例えば、耐震性の建物だったら何%とかすぐ出るとありますが、そうではなくて、自己肯定度が高いとか低いとかという項目は子どもの様子によっても、例えば時期的なものによっても異なっていると思います。そういったいろいろな評価項目がこの表の中にまとまっているわけですが、その評価基準のベースとなるラインというか、どうしてこの時期にその評価をしたのだとか、今後どういう期間でまた同じ調査をするのだとか、そういったところが決定されているのかどうかということを少しお伺いしたいと思います。

○西野教育企画室長 指標の設定の考え方ですが、これは県の県民計画のアクションプランの方で定めているものを使っております。毎年定期的に取りれるもの、経年変化で変化が図れるもの、後は全国との比較ができるもの、というような形で設定しております。八重樫委員がおっしゃられたような、子どもたちは成長して徐々に上がっていくというものというのは、実は反映が難しい指標になっております。全国学調のように、小学校6年生のある時期、4月とか、そういう形で毎年とっているデータを使っているため、調査する子どもたちの対象も変わっている状況になっております。ただ、施策の進捗を図るという意味では、全国比較、経年で取れる指標というような形を設定しているところでございまして、この子どもたちの変化を図るというような教育の意味合いの指標として本当にフィットしているかということからは、少し難しいなというところはあると私も考えております。お答えになっているか分かりませんが、以上のような考え方で設定しております。

○佐々木修一会長 八重樫委員いかがですか。

○八重樫由吏委員 はい。

○佐々木修一会長 それでは、岩手県教育振興計画の進捗状況についての御説明に対する御質問を打ち切ってもよろしいでしょうか。

それでは続きまして、議事の(2)次期「岩手県教育振興計画(仮称)」についてを議題といたします。本議題に係る資料につきまして、一括して事務局から御説明をお願いいたします。

(2) 次期「岩手県教育振興計画(仮称)」について

○西野教育企画室長 それでは、資料2以降について順次説明させていただきます。

資料2は、第3回の審議会でいただいた質問意見の要旨とその対応方針を示したものとなっております。このうち一部のものにつきましては、この後の資料4の素案の資料で説明しますが、頂いた意見につきましては、修正して計画への反映、または、今後の事業の推進において対応させていただくこととしておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。申し訳ありません。

次に、資料3をお開き願います。前回、速報値で報告した子どもたちに行った意見聴取結果の概要となります。まだ、最終案とはなっておりません。ここでは、頂いた意見へどのような形で対応していくのかということの説明させていただきたいと思っております。

1ページ、2ページは前回報告したものと重複しますので、3ページに飛ばさせていただきます。

3ページの3を御覧ください。対応状況でございます。子どもたちから4,000件近く御意見をいただいたわけですが、意見の内容を分類し、次の4点で整理を進めております。まず、1、施策として計画に盛り込むべきと判断したものは、素案に盛り込んでいきます。次に2、施策や取組を進めていますが、アンケート結果で、子どもたちに届いていない、知られていないと分かったものもあります。それらについては、改めて取組を紹介することを考えています。そして、3その他ですが、「●●になりたい」「●●を勉強したい、頑張りたい」というような施策対応が馴染まないと思われるものもございました。これに対しては、県からの応援コメントを付したいと考えて準備を進めておりますし、最後の4、予算や具体的取組など引き続き検討を要するものもございましたので、それについては、検討を継続しているところです。本日お配りした参考資料3別冊のような形で、ホームページに掲載することを想定しております。現在、精査中となっております。

参考までに一部照会させていただきます。別冊をお手元にお開き願います。2ページ、2アップの下の方ですが、いただいた意見の「将来の夢」のところ、「県(教委)の対応状況」というところです。ここは、子どもたちに周知するという形でのコメント、おめくりいただきまして、次のスライド3の「将来の夢」のところには、県からのコメントということで、ここは応援メッセージというような形で子どもたちに回答したいと考えております。これらを今後精査し、ホームページに掲載していきたいと考えています。

先程の資料3の3ページにお戻り願います。前回の審議会の際にも、意見聴取の方法などにもご意見をいただいたところです。これについても、次回の実施に向け、4の通り検討していきます。より幅広い子どもたちからの意見の吸い上げという観点で検討し、聴取の方法を見直していきたいと考えております。

次に、資料4に移ります。来月以降、計画素案としてパブリック・コメントに付す資料となります。計画素案の方は、数字の部分は公表資料の反映がまだのものもございましたので、その点は御容赦願います。この場におきましては、前回審議会での御意見、県教育委員からいただいている意見、県の方で各種施策等の検討を踏まえて修正を加えておりますので、その主な変更点を説明させていただきます。

まず、資料4-1が概要版です。ここでは左側の第1章、2前計画期間の成果と課題を、先ほど資料1の現行計画の進捗状況で示した記載と合わせました。第2章は変更しておりません。そして、第3章の5、特別支援教育の推進のところ、御意見をいただいております。施策分野の項目に共生という視点を盛り込むこととし、「共に学び、共に育つ特別支援教育」と修正いたしました。そして、概要版の2ページをつけまして、ここに具体的施策の内容一覧を示すこととしました。資料4-1の主な修正点は以上です。

そして、資料4-2の文章のところとなりますが、主な点を御説明いたします。

まず資料4-2、9ページをお開き願います。9ページの下段となります。ここは、社会教育・家庭教育における目指す姿ですが、本文の1パラで、家庭教育の重要性に鑑み、教育の意義などにもう少し触れ

てはいかがかという意見をいただきまして、そのことについて追記しました。「全ての教育の出発点として」としております。

次に11ページをお開き願います。視点2、郷土に誇りと愛着を持ち…の3パラ以下のところ、学校における社会増につながる取組、例えば魅力化などの視点も入れるべきではという意見を踏まえて追記しました。また、その下ですが、主権者教育は単なる態度形成だけではなく、より具体的に地域に働きかける主体的な人間形成を目指すことを示してはどうかという主旨の御意見をいただきました。それを踏まえ、「主権者教育などにより社会に参画する力を育成するとともに」という文言をつけ加えました。

16ページに飛び、先程も申し上げた指標になります。それぞれの施策に出てくる参考指標ですが、前計画策定の際、教育に指標、目標値はなじまないのではないかと御意見をいただき、この岩手県教育振興計画には指標は設定せず、県民計画のアクションプランの指標を参考として記載することとしました。ですので、今般策定する計画においても、同様の取扱いとさせていただきたいと考えております。

そして、本文の修文に戻りまして、17ページです。2キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成の1ポツです。県では令和2年3月にキャリア教育指針を改訂し、すべての学校においてキャリアパスポートを活用しキャリア教育を進めていくこととしており、これが非常に重要であるという意見を受けまして、1ポツのところ項目を追記しました。

次に21ページです。確かな学力の育成における目指す姿の1ポツ目ですが、前の案では学びにより子どもたちに地域を活性化する力が身についているとしており、子どもたちの学びと地域を活性化する力のつながりに対して御意見を複数いただいたところであり、記載のように、「子どもたち一人一人の自己実現を図り、」その次に、「未来の創り手となるために、」という形に修正いたしました。

おめくりいただきまして22ページが一番下でございます。ここでは、前回までは「ICTを活用した教員の指導力向上の取組の推進」で終わっておりましたが、そのためにはICT支援員の活躍が圃場に重要だとの意見をいただきまして、「また」以下の部分です、「ICT支援相互の…」を追記しました。

23ページの上から4番目のポツです。ICTの活用により、「一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育の実現」とします。これは、子どもたちの意見聴取においてタブレットをはじめとしたICTの活用をした学びをもっとしたいという意見も多く、この項目を追加しました。

27ページから「豊かな心の育成」になりますが、学校の校則等の見直しに関係する記述を複数入れています。これは、子どもたちの意見聴取において、現在の校則に対する改善を訴える声や、校則改定について柔軟に対応してほしいという要望の声があったこと、加えて、現在の児童生徒の生きづらさや閉塞感の要因の1つとして、時代に沿わなくなったルールがあるのではないかと、時代に合わないルールの見直しに言及すべきではないかと御意見をいただいて盛り込んだものでございます。

28ページの見指す姿の4の後段の部分です。「児童生徒が校則の見直しや学校行事などに主体的に参画し、意見を表明することなどを通して、自己指導能力や他者と協働する姿勢が身についている」ということを追記しました。

これに係わって30ページ、取組にあたっての役割分担として、1の各学校の役割として、3パラに、校則等、学校生活上の決まりごとについて、児童生徒や学校関係者等の意見を聞きながら絶えず見直し等を行い、公開を進めること、4は教育委員会の役割として、各学校の校則等の見直しの状況について把握し、必要に応じて働きかけるということを追記しました。

33ページからは「健やかな体の育成」です。前回も部活動指導における体罰・ハラスメントの根絶などの御意見もありましたし、また、県教委でも現在再発防止「岩手モデル」の策定を進めているところであり、それらを踏まえた記載を追記しました。

具体的には、34ページの2の後段です。部活動における暴力や暴言及びセクシャルハラスメント等を許さない教職員一人ひとりの意識や学校風土が醸成されているということを、目指す姿に追記しました。

これに係わって36ページの「2 適切な部活動の推進」の3ポツ目に取組を入れました。そしてその下の役割分担のところにも、2の後段に学校の役割を、そして37ページの5に教育委員会の取組を追加しました。

これに関連して、教職員の側から教育活動全般に係る教職員の資質の側面からも追記いたしまして、それに関しては、51ページからの「7学びの基盤づくり」のところですが、まずは、(1)の現状と課題の下から2つ目の9、教職員は児童生徒の人格形成に大きな影響を与える重要な職務を担うもの、教職員一人ひとりが人権意識を高める必要があることを追加し、52ページの7に見指す姿、55ページの6教育への情熱

と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上に取り組を加えましたし、56ページ以降の役割分担で各学校、教育委員会にその役割を追加しました。

55ページにお戻りいただき、上段の「5多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保」についてですが、前回までは不登校児童生徒や、外国人の児童生徒や学び直しのニーズへの対応などをまとめて記載していましたが、記載を整理しております。1ポツ目には、不登校児童生徒への対応として教育支援センターの設置促進、民間団体等との連携などの取組について記載しましたし、2ポツ目では、外国人児童生徒の学びの場の確保や、ヤングケアラーへの対応など関係機関との連携、3ポツ目では、特別な支援を要する子どもへの支援の推進、4ポツ目では学び直しのニーズへの把握というように整理いたしましたし、これに対応する県教委の取組を、57ページの5の県教委の役割のところに記載しました。

次に、70ページでございます。「10子育て支援や家庭教育支援の充実」の部分で、上から2つ目のポツ目です。「達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に着けたりすることができるよう、」の後に、前回の案では「教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、」と例示を入れておりましたが、この例示が限定的、また表現の整合性という点で見直してはという御意見をいただきました。例示を削除したところです。

最後に、74ページです。「11生涯にわたり学び続ける環境づくり」の「2岩手ならではの学習機会の提供」の2ポツ目に、先程も説明しましたが、今日3日にオープンした県立図書館の「I-ルーム」を活用した学びの支援ということを追加しました。

このほか、細かな文言の修正、工程表の修正を加えておりますが、ここでの説明は省略させていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○佐々木修一会長 それでは、この後の進行でございますが、ただいま事務局に御説明いただいた内容につきまして、委員一人一人から3分程度を目途に御発言をいただき、その他にお気づきの点がある場合は、挙手の上、御意見をいただくという形で進めたいと思います。委員全員に御発言をお願いしたいと思います。

順番は、名簿順に進めたいと思いますが、浅沼委員、佐々木一憲委員、それから私、佐藤委員、鈴木美智代委員、高橋委員、滝吉委員、田代委員、西山委員、星委員、八重樫委員、山口委員、山本委員、この順番でございます。

資料を一度御覧になってこられたかと思いますが、一度整理する時間として3分間、時間を取りたいと思います。その後、浅沼委員から順に御発言をいただければと思います。今から3分程、お考えを整理していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3分間)

そろそろよろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。最初に浅沼委員お願いいたします。

○浅沼千明委員 長きに渡りまして策定に関わってきまして、今、パソコンの方で見させていただいて、かなり赤が入っておられましたので、大変御苦労なさって作成されたと理解いたしました。本当にありがとうございます。私ども私学も、新しい振興計画に倣って、学園のスクール・ポリシーを策定しようと考えてきたところでありました。多方面に渡り、とても参考になるような資料でございました。

特に意見などはございませんので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木修一会長 ただいまの浅沼委員の御意見にコメントはございますか。

○本多学事振興課総括課長 私立学校の皆さんには、建学の精神に基づいて、様々特徴のある教育を行っていただいている中、一方で物価高騰でありますとか、人口減少の中、経営環境が厳しいというところと承知しております。

そういう中であっても、一方でいろんなICT教育でありますとか、そういう現場に求められることも高まっているというところで、県としても、運営費の支援でありますとか、物価高騰などへの支援を通じて、私学教育と一緒に盛り上げていきたいと考えております。

○佐々木修一会長 それでは次に、佐々木一憲委員から御発言をお願いいたします。

○佐々木一憲委員 私の方から社会教育の部分で、気になったというか、2点ほどお話させていただきたいと思います。

資料4-2の素案の65ページですけれども、学校と家庭、地域との協働の推進というところで、子どもに対して、自然と関わることはすごく大事なことですし、私も大いに納得するところですが、多様な体験活動というところから言うと、もちろん岩手は自然が多いですが、その他に歴史とか文化というようなところも入れ込んでいただければなと思っております。と申しますのは、私、公民館にいますが、子どもたちと接する機会があって、地域に何があるかを知らないとか、地域でこんな人がいるんだよということを知らないという子どもたちが結構多くございまして、自然と共に地域では歴史や文化というのも学び体験、そういうふうなところに資するのではないかなと思っております。

取組に当たって、67ページの役割分担のところ、最後の5番「社会教育施設や周辺の自然を生かした体験活動等の充実に取り組みます」となっているところをまとめて、自然、そして歴史・文化というようなところを少し入れていただければ、幅が出るし、子どもたちの多様な学びというところがこの章で表現できるのかなと思っております。

後もう1点。ページが進みまして、75ページのところですけれども、生涯にわたり学び続ける環境づくりというところがございますが、5の1つ目のポツのところ…。違いますね、見逃してしまいました。この辺りで、市町村の公民館で発展という言葉を使っているところがありますが、発展というのはどういうところを捉えているのかなというのがありまして、発展というよりも活用とか、その辺りで押さえていただいた方がいいのかなと思うのですけれども。75ページのところです。私からはこの2点、お話をさせていただきます。

○佐々木修一会長 先ほど佐藤委員の御意見の時にコメントいただきましたけれども、お一人お一人にコメントをいただくと非常に時間がかかってしまうものですから、何人か終わったところで、事務局からまとめてコメントいただければと思いますので。

それから発言者は、質問がある時には、この点については意見だし、質問のところは質問ですということと表現いただければと思います。よろしくをお願いいたします。今の佐々木委員のところは、75ページの「発展」ですか。

○佐々木一憲委員 5の2つ目のポツの部分の最初のところで、「市町村が設置する公民館等の学びの拠点の発展のため」の「発展のため」というところですけども、少し意味合いが分からないというか、強いのかなと思って、せめて「活用」という言葉にさせていただければなという意見ということです。

○佐々木修一会長 分かりました。それでは、これは事務局の方で後から検討をお願いいたします。

次に私でございますけれども、私からは、55ページの6のところに、教員の確保、育成、資質向上に触れているわけですが、私 何度か総合教育センターの機能もうまく使った方がいいという意見を申し上げたことありますが、それが盛り込まれておりまして、これは御礼を申し上げます。

それに関わって、先生方の資質向上のために「体系的な研修を行います」という表現がございます。6の1つ目のポツでございます。具体的に、これまでの免許更新の際の研修が終わってしまったものですから、どのような研修を考えておられるのか、いつかお聞きしたいなと思っておりまして、これは是非お聞きしたいと思います。

それから次に意見でございますが、優秀な人材を教員として確保するというのは、とても難しくなっています。今、関東の方の県では、もう2年生とか3年生になってすぐに、まだ卒業後の見通しが立っていない段階で採用を決めてしまうといいますか、青田買いのような形で試験を行っている県も出てきています。それぐらい、なかなか人材の確保は難しいと思っておりますが、1つ目のポツの2行目のところに、「学生等への説明会を実施し」とございます。これはおそらく3年生4年生を対象としてお考えなのかなと思いますが、小学校、中学校の先生方の場合だと、教育学部で免許を取られる方が多いので、3、4年生でもいいのかなと思うんですが、高等学校の教員の場合だと、必ずしも教育学部を卒業してということではなくて、工学部、理学部、数学と理科の関係ですね、社会科関係であれば経済学部とかそういうところで、

免許を取られる方も多いのですが、そういった人たちは、1年生からもう教職の履修に入るために、3年生、4年生ぐらいになって先生になりたいと思っても、免許を取る見通しが、もう3年生ぐらいになるとないものですから。特に今、理系の人材確保が難しいと思いますけれども、そういう工学部理学部の学生の方々に、数学と理科の免許状を取って、是非教員を目指して欲しいというのであれば、入学式の辺りから教員の魅力っていうようなパンフレットか何かリーフレットを作って配らないとなかなか教職を取ってくれないのではないかと思いますので、その点もお考えいただければと思います。

では、体系的な研修ということですが、どのような研修をお考えか聞きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**度會学教教育企画監** 免許更新講習は昨年度から発展的解消ということで、無くなってはいますが、30代の先生に関しては、本県で実施している中堅教員向けの研修を引き続き行う形でやっております、40代、50代に関しては、今年度からステージアップ研修というものを設けております。免許更新講習が終わったからといってそのまま無くすわけではなく、学校の先生方の資質の向上、力量を高めていくための研修を設定して実施しているところです。

○**佐々木修一会長** どうぞよろしくお願いいたします。それでは、御発言を続けていただきます。佐藤委員お願いいたします。

○**佐藤嘉彦委員** 48ページの不登校に関わってお話を申し上げます。雫石町の中学校は、雫石中学校1校でございますけれども、子どもたちの学校生活、1年を通して見ると30日以上の不登校が30人近く出てくる。トータルでそのように出てくる、その日々の毎日を見てみますと、やはり学校に来られない生徒の中でも、何とか学校に来ようと頑張っている子どもたちもいます。その子どもたちの受け入れが、この48ページのちょうど中ごろにあります、学校内の別室を活用した校内教育支援センター、これが非常に大きな役目を果たしております、オンラインとかICTを活用すると同時に、教室をしっかりとした支援センターにするために、町としても、教育相談員を来年度はしっかり町として配置をして、小学校、中学校と連携を取れるような、そういう不登校対策をやりたいと、これから予算を要望するわけですが、是非とも県のこの方針の通り居場所づくりを、特に、学校内での居場所づくりの充実を是非進めていただきたいなと思っております。以上です。

○**佐々木修一会長** それでは、続きまして鈴木委員お願いいたします。

○**鈴木美智代委員** 資料33ページから37ページにかけての「健やかな体の育成」というところで、意見と、表記の見直しということでお話をさせていただきます。まず意見ですが、最初に自分が住む地域が好きだという指標が中高生が低いというパーセンテージが出ていたと思いますが、私も実は県外に出て戻ってきていて、離れたからこそ地元の良さに気づくということもあると思います。中高生は、まだまだ世界が広いわけではないので、離れてみて自分の岩手県というところはいいところだ、いい人がたくさんいるなということに気づくこともあると思うので、私は、気にしていなくて、逆にその先もあるよということを見れば指標を見る上で思っていたらなと思います。

2つ目に、この表の方で「取組にあたっての役割分担」という表記があって、こうやって役割分担を明記していただくと、読む方は本当に分かりやすいです。何をすればいいのかというのが明確ですし、部活動についても、教育委員会はこれをやりますと書いていただくと、関わる者たちは、そこが音頭を取ってくれるんだなという安心感にも繋がるので、この表記は、とても私は気に入ってありがたいです。

意見のもう1つ。先ほど研修の話をしましたけれども、是非当日にリアルで参加できなくても、録画配信であるとか、オンライン参加であるとか、多くの方々が参加、情報共有できるスタイルで研修を進めていっていただきたいというのが、意見としての3つ目です。

1つ検討ですが、34ページの下の方で、指標の目標の項目がありますけれども、②運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合と書いてありますが、スポーツの捉え方が多様化していて、するスポーツ、観るスポーツ、支えるスポーツとなっています。その中で、するスポーツ限定で、目指す姿という指標としていいのかを今一度検討いただけたらなと思いました。以上です。

○佐々木修一会長 続いて、高橋委員お願いします。

○高橋昌造委員 私の方からは2つのことを聞きたい。この資料3の部活動、地域に住む人たち、地域の学習の場やそれ以外の地域のこと。部活動なり郷土芸能、ふるさと学習、後は見守りとかスクールガード。今、子ども学校の周辺でもクマが出没したりして、そういう見守りもこの地域コミュニティ、コロナの関係もあってこれまで地域や家庭の教育力を支えてきた地域コミュニティの機能が低下している。今後、教育委員会、市町村の教育委員会もそうですが、市町村も一緒になって、もう一度地域コミュニティ、または世代間交流、こういうものをしっかり構築していかなければならないのではないかとということです。何と言っても、学校の魅力はですね、地域の皆さんの協力、今よく言われる社会との関係性という中から生まれてくるわけです。もう一度地域コミュニティの再構築をお願いしたい。

それから、県と市町村、これは教育委員会も市町村もそうですが「共創」、共に創り上げるということ。まず1つは、地域が地域産業との共創による魅力ある学校づくり、いわゆる産業人材の育成。これは小さい時から考えていかなければならないのではないかと。今のインターシップだけではなく、教育の中でしっかり産業人材の育成を考えてもらいたい。

それから、小中高と県内では産業技術短期大学校とか県立・国立など、矢巾町には岩手医科大学があるのですが、そういった中高一貫教育とか、高大連携を進めていただきたい。共に人材を県と一緒に作り上げていくということが、これから求められる人材教育と思います。

次に、33市町村と県の教育委員会との共創。今、矢巾町では、2年後に盛岡南と不来方が一緒になり、第3体育館のことに地元も本当に関心を持っています。今の財政基盤が非常に市町村も県も結構厳しいわけです。一緒になって子どもたちの教育を考えていく、作り上げていく。

もう一つは、盛岡広域であれば、3市5町と県の教育委員会、やはりもう児童生徒がどんどん減ってきているわけです。だから統合再編する場当たり的な対応であれば、必ず増やすときはいいけれども、減らすということになると、必ず反対が出るわけです。そこを、これからの人口動態、児童生徒の動態をしっかり押さえて、早目に対応することが非常に大事なかなと思います。これはもう県教委だけに押し付けるのではなく、市町村の教育委員会、市町村が一緒になって考えていければと思います。

また、資料3の将来の夢で「先生になりたい」というのがあります。前にもお聞きしたのですが、先生方が今非常に忙しいということもあるかもしれませんが、この結果をみて、ほっとしました。子どもたちは恩師である先生みたいになりたいということは非常に大事だと思います。私は、先生になりかねたのですが、そういう夢を、大事にされるような教育をお願いしたいということです。

○佐々木修一会長 佐藤委員、鈴木委員、高橋委員の御発言で確認しておきたい点で、鈴木委員からのスポーツの定義で、「するスポーツ」という限定しているところがございました。これについて少しコメントいただきたい。

今の高橋委員からは、特に県と市町村の連携した取り組みの大切さということをお話しされましたのでそれについてコメントいただきたいです。

はじめに、「するスポーツ」だけに限定している感があるということですが、いかがでしょうか。

○粒来主幹兼保健体育担当課長 この項目の「運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合」は、全国の体力運動能力調査の数字です。全国調査での調査内容を踏まえて「支える」とか「見る」の方が加えられるかどうか検討して参りたいと思います。

○佐々木修一会長 続いて、県と市町村との連携した取組の大切さについてお願いします。

○西野教育企画室長 お話の通り、県と市町村教委、そして私学の皆様とも、岩手の子どもたちのそれぞれの希望を叶えられるような環境、後押しできるような教育を進めていかなければならないと考えております。矢巾町と一緒に進めているハード整備のような形もあれば、日々の学校で、地域を知る取組やインターンシップというような地域との連携、後は社会教育の場面でも連携しております。直近では、先ほど雫石町から御紹介いただきました不登校のような取組でありますとか、ICT活用も県だ、市町村だと言っていられない課題だと思っております。行政同士、県教育委員会と市町村教育委員会におきましても、定

期的にそのような課題について意見交換をしておりますし、随時そのエリア、地域で、特性を生かしながら、今後も連携していきたいと考えております。

○佐々木修一会長 それでは、滝吉委員お願いします。

○滝吉美知香委員 計画案の検討や修正ありがとうございます。特別支援に関してお話をさせていただきます。

40ページからの内容を拝見すると、特別支援が必要な子どもたちや障がいのある子どもたちへの教育の充実、教員の専門性の向上を中心に、今後の特別支援教育の推進が期待できる内容になっていると感じました。子どもたちからの意見の特別支援に関する部分を拝読しても、地域で学びたい、多様な授業を受けたい、多様な進学先を検討したいなど、今回加えていただいた「共に学び、共に育つ」という視点が求められているのかなと考えました。

ここからは意見です。今回加えた「共に学び、共に育つ」という点については、ニーズがある子どもたちが、ニーズがないというわけではないでしょうけれども、一般的な集団指導にある程度適応できている子どもたちと共に学び、共に育つというだけではなく、一般的な地域の集団指導に適応できている子どもたちも身近に特別支援を感じることで、共に育っていくという視点も非常に必要なのではないかと思います。SDGsは、持続可能な社会を形成していく、誰一人取り残さない社会、多様性を認める社会、そういった観念の重要性であったり、障害者権利条約、差別解消法等でもそうになりました。合理的配慮の提供、基礎的環境整備、人権の尊重、そういったことが重要視される近年の流れも踏まえ、特別支援を通じて周りもともに育っていくという共生の意識を、醸成の視点をより強調するような点も必要なのではないかなと思いました。

例えば、具体的に申し上げますと、40ページ(2)の目指す姿で「全ての児童生徒が地域の学校で共に学ぶことができるよう、通級による指導や特別支援学級での指導の充実などにより、一人ひとりの教育的ニーズに対応するとともに、教職員の専門性の向上が図られています」とあります。一人ひとりの教育的ニーズに対応ということは個別最適化だと思いますが、同時に協働的な学びを提供できるような専門性の向上、例えばインクルーシブ教育とか、ユニバーサルデザイン授業、合理的配慮、基礎的環境整備といったキーワードを入れて共生的意識を醸成できないかなと。

他にも、例えば、42ページ「2各校種における指導・支援の充実」のところで「小・中学校等及び高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい等の特別な支援を必要とする児童生徒を支援するため、通級による指導を進めます」とあります。もちろんそのとおりでもあるのですが、「支援ニーズのある子への指導支援の充実が地域の学校の子どもの多様な学び方を認める姿勢を育てる」とか、「自分自身の特性を理解して学ぶ力を高める」といった点から、共に学び、共に育っていくのだというような共生意識を育むことはできないかと考えており、検討していただけたらと思います。

○佐々木修一会長 続きまして、田代委員お願いします。

○田代高章委員 今回視点のところで社会参画というところで書いていただきました。ありがとうございます。それに関わってということもありますが、3つほどをお話させていただきたいと思います。

1つは社会参画の扱いについてということで、11ページの方では社会に参画する力を育成するというところで、その部分だと、具体的には、社会参画通しての力を具体的に行使するという。つまり具体的に意識だけではなく行動できる力ってということで、前回お話をさせていただきました。その部分が今回は28ページ30ページでは、豊かな心の育成のところに社会に参画するための外部形成という形で書かれています。確かに学習指導要領上はそうですが、態度だけではなくて、意識の問題だけではなくて、もっとその力を社会に参画できるという実践的な力に高める視点を入れていただいた方がいいのかなと思います。その時には、例えば学力という確かな学力の育成の部分で、社会参画という言葉はどこに入ってくるのかなと。その現状と課題ということで21ページ(1)3。これは高校生が例として挙げられているのですが、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づいて」となった時に、主体的に未来を切り開く多様な人材を育成するという最後のフレーズの中に、例えば「社会に参画できる力を育成し」というフレーズが入ると分かりやすくなるのかなと。つまり、視点2との整合性が図られる。そうなった時にその前の社会に開かれた教育課程という、いわゆる学習指導要領で使う言葉を今回挙げられておりますが、そこでの重要な視点とい

うのは、中教審答申でも挙げられています、よりよい学校教育を通して、よりよい社会をつくると、社会をつくっていく創造できる時間、そこに社会参画なんだということでお話をしましたので、そういうところとの関連も分かりやすいかなということで、少しご検討いただければいいのかなと感じました。それとの関連で言いますと、社会参画は学校だけではなくて、地域とか家庭との連携というのも非常に必要になってきますので、そういったところは66ページのところに何かしら表れてこないかなと思いますか、どこかに子どもたちの社会参加を保障しつつみたいなフレーズが入ってくるといいな、例えば、教育振興運動であれば確かに昭和40年からスタートしている重要な、いわゆる保護者連携という形で、学校、家庭、地域、行政、子どもも入りますけれども、現実問題これからの岩手の復興教育も考えれば、これからの復興のための地域づくり、まちづくり、社会づくり、そういうことに積極的に行動できる人材を育成していきたい。これからの未来を今の子どもたちに託したい、具体的に行動できる力をこそ育成すべきではないか。そういうところを学校だけではなくて家庭や地域が連携、協働しながら、もう少しバージョンアップしていけるようなニュアンスが入るといいのかなということで、そういったところが56ページに表れるといいのかなという感想ですけれども、もし取り入れていただけるならばそういうことがあるのかなと思います。

それから2つ目になりますが、27ページのところに、これは豊かな心の育成の(1)で、最初の多様性と包摂性、たしかにダイバーシティとインクルージョンは大事な観点なのですが、関係も話はしたんですが、いわゆる公正公平の観点っていうのは、どうするのかなと思います。つまり実質的平等ということのところの視点というのが非常に今求められていて、例えば先ほどお話ありましたSDGsとこうなると、誰一人として取り残さない、つまり形式的平等だと取り残される子どもに対してどう手当をしていくか、これは別に特別支援教育としての発想だけではなくて、今すべての子どもに求められている状況、全ての子どもにとって生きる力、或いは子どもに一定の学力を保障しようと、そういった時に、道徳性のかん養とか人権意識の醸成も後で述べられていますけれども、公平公正というの、教育振興基本計画といえますか、国の方の資料の方に挙げられていますので、その辺りをどう取り組むのかを県として考えていただければと思います。これも感想に近いものだと受け止めていただいてよろしいかと思います。

それから最後に3つ目ですが、これは51ページからの学びの基盤に関わる、子どもたちに対しての人権意識ということで、そのために教員一人一人が人権意識を高めていくことは大切なこともあり、岩手県でも人権教育をかなり大きく改善されてきたと思っています。ただ、それだけではなくて、今は働き方改革があったり、教員の中にもやはり教師を目指しにくい、いわゆるブラックだと言われたり、或いは休職や離職を余儀なくされているような現状は、教員自身の人権はどう守られるのだろうか、もちろんそれについて意見があるだろうと思います、保護者の立場から、或いは一般の市民の立場からもあるだろうと思いますが、やはり教員も一人の人間としてその権利を保障されるような制度的保障をどう捉えていけばいいのだろうか、そういった言葉の延長の中の働き方改革という一つの制度的改革の取組だろうと捉えていますので、その辺りの教員自身の意識を高めようと言われて、意識を高める前提条件として、教員自身の生きる権利であるとか、学ぶ権利であるとか、研修する権利であるとかも含めた教員自身のまさに基本的人権ってどうなんだ、そういう意味では教員の人権保障という視点というのはなくていいのかなと、個人的には少し気になりました。その辺りのところが、例えば52ページの働き方改革プランで最後に出てきますが、それは何のための働き方改革なのだろう、教育の安定に対して、家庭に対して、地域に対してということはどうなんですか、それを実現するための教師自身の立ち位置というものはどう保障していけばいいのかなということ、そここのところも是非ご考慮いただければと思います。そうしますと、55ページも一番最後のところもどこかに合わせて、前提として教員自身が権利を保障されるような制度的保障にも取り組みますみたいなものが入ってくると、働き方改革が次に来ますので、そういうところと連動してるといって、教員の権利が保障されれば、それは子どもの権利の保障にも繋がり、それが社会全体の有効な発展にも繋がるんだという、そういうビジョンみたいなものが全体像としてイメージを持っていただければいいのかなと思います。そういうところがあって初めて教員を目指そうという具体的な意欲が芽生えてくるのかなと思いますので、検討いただければということで。要望になります。

○佐々木修一会長 続けて、西山委員お願いします。

○西山広美委員 まずは、これまでアンケートや各委員の意見などを様々取り込んでここまで作成をしていただきまして、大変ありがとうございました。大変ご苦労されたんじゃないかなと思っております。

私からは、先ほど申しました通り県の高P連の方から来ておりますので、娘の高校の話をさせていただきたいと思いますが、8月の末に文化祭がありました。4年ぶりだったか3年ぶりだったかは忘れてしまいましたけれども、一般公開もされ、コロナ禍明けで賑やかに行われました。そちらで、PTAの方からの催しもありまして、ただ何かを作って展示するとか何かを見せるだけということではなく、高校生と触れ合いたい、高校生とコミュニケーションを取りたいという私の意見を事務局の方が汲んでくださり、またPTAの方々も御協力くださり、ある企画をやりました。実際に高校生と様々触れ合い、今の高校生はこうなんだなという認識を新たにしたところでございます。

私が高校生だった頃とだいぶ様変わりしていると思った点がありました。それは、今の高校生は、押し並べてすごく素直だということです。特に男の子が、何と言ったらいいか分からないのですが、とても素直でかわいいということです。知らない私のような人に話しかけられても、困っていることを話してくれる子もいたり、友達と一緒にわいわいやったりしているところもありました。女の子もかわいいのですが、とにかくみんな素直だという印象がありました。先生にも伺ったところ、同じようなご意見でございました。高校生との話の中では、地元が好きだという子もたくさんおまして、そういう子どもさんたちの進学であったり、就職であったり、願いが叶えられるといいなと思いつつ、ただ一方で、子どもの希望の職種或いは進学先、学びたい科目が県内にないということもあれば、仕方なく県外に行かれる場合もあるのかなど。戻ってくる、戻ってこないはその後になりますけれども、結婚や仕事でどうしても離れられないということもあるかと思っておりますので、なかなか希望に添えるかどうかというところはいろいろあるとは思いますが、そういう状況でございまして、生徒さん方の希望がなるべく叶うように育てて伸ばしていければいいなという思いを改めて持ったところです。

そこで、これまでの資料を御説明いただいた中の11ページの視点2のところ、先ほど田代委員の方からも御意見がありました、中ほどのところです。「その地域への誇りや愛着を持ち、地域のためにできることを主体的に考え、地域や地域産業を支える人材を育成していくことが必要です」の部分は、その通りだと思いますが、どのようにするのか、かつ、行動できる力を育てることが大切だというお話があった通り、私もその通りだと思います。この後、人口減が続くと思いますが、そんな地域の中でも、地域をまわしていける力、地域を発展させる力を持つ人材を育てることが大切なんじゃないかなと思っております。どのような人材なのかと考えてみましたところ、コミュニケーション能力がある程度あるとか、弱い人に対する共感力があるとか、何かを解決できる行動を起こせるような術（すべ）を持っている、或いは積極性を持って活動できるような、そのような人材を育てていければいいかなと思うのですが、それを小学校、中学校或いは高校でどのように育てていくのか、どのように考えているのかというところを教えてくださいなと思います。具体的に示すのは難しいのかもしれませんが、力を入れるべきなのであれば、もう少し具体的にした方がいいかなと思います。

後は、これは、現状を教えていただければなということですが、今お話ししたところの少し上の方の「高校魅力化」ということですが、盛岡市立高校は県内唯一の市の高校ということで、前のPTA会長さんから聞いたところ、何かしら盛岡市の魅力を発信できるように何か取り組みたいなということを経理先生と一緒に検討したけれども、まだ今のところ何もできないでいて、PTA会長が終わってしまったという話を伺ったことがあるのですが、「高校の魅力化」というのは全部の高校がやっているのか或いは必要に応じて、それぞれの高校に任せているのか、情報不足かもしれないのですが、その辺が疑問に思っていることです。というのは、私、地元が八幡平市で、八幡平市にも高校がありますけれども、聞いたところによると、生徒数減少の一途で存続の危機であるということもずっと言われておりますが、魅力化ということについては、様々取り組んでいらっしゃるようですけれども、なかなかそれがまだ実を結んでないようで、もしかして迷いながら取り組まれているとしたら、その辺についても各高校にお任せなのか、それとも何かしら県の方でも一緒に取り組んでいるのだろうか、学校としてどうすればいいのだろうか、うちは市立高校なので、県の教育委員会とかということではないかと思っておりますが、その辺についてお伺いしたいなと思っております。以上です。

○佐々木修一会長 続いて、星委員をお願いします。

○**星俊也委員** 資料は23ページ、24ページに関わってですが、学力向上についてです。24ページ（4）の3のところ、家庭学習について触れられております。今、子どもたちの実情を見ますと、SNS或いはゲームの影響もあって家庭学習の絶対量が不足しているというのが私の認識です。先日も、別の会議でお話しましたが、やはり家庭学習が、家庭の力をお借りしながら進められていく必要があるだろう、働きかけを強めていかなければと思っています。そうした時に、この最後の行ですね、「家庭・地域と協働して学校が推進する家庭学習の充実に向けた取組を支援します」となっておりますが、県或いは教育委員会の立場としては、支援した上で何を指すのかということ、つまりは、「家庭学習習慣の確立を図ります」というところまで言い切つてはいかがかと思つたところです。学習習慣の確立、つまりは、主体的な学びで自立した学び手を育てるといふことが、学校でも、家庭に帰ってからも同じであると思つているからです。

このことと関連して、70ページを見ていただきますと、70ページ（4）の2のところでは、家庭の役割が書いてあります。2番ですけれども、「家庭・地域は、基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣づけへの協力など学校と協働する取組を進めます」とありますが、これは少し弱くないかというのが私の印象です。家庭学習を習慣づけるのは、例えばそれを協働・協力するということではなくて、むしろ家庭こそが主体的に子どもに関わって行って欲しいわけですので、ここは協力という文言ではなくて、「家庭学習の習慣づけに主体的に関わり、学校と協働して取組を進めます」というような、家庭の主体を求める表現になつてもいいのではないかというのが私の思ひです。

もう1点ですが、これは49ページの不登校に関わつてです。これもまた取組に当たつての役割分担のところ、お聞きしたいことは、皆さん御存知の通り、岩手県の不登校出現率、小学校は全国で最も低い、中学校も下から3番目ということで、不登校の発生率が非常に低い県だということは本当に誇るべきことだと思つております。ただそういう中にあるけれども、不登校状態にあって、どこにも繋がらないで孤立している子どもたちがいるということをお聞きしております。質問したいのは、そういったどこにも繋がらないで孤立しているような子が、岩手県内でどの程度いるのか、また、繋がりを持たずにいる原因を県としてはどう捉えておられるか、その辺をお聞きできればと思います。以上です。

○**佐々木修一会長** 時間がなくなつてきましたので、山本委員のところまで意見表明を続けさせていただきます。続いて八重樫委員お願いします。

○**八重樫由吏委員** 全体的にバージョンアップして本当にいろいろ大変だつたと思ひます。コロナ明けの令和5年という、今の時代を反映する形となり、そしてまた地域力が低下する中で子どもを育てようという熱量が感じられて、本当に良い計画になつていふと思ひます。

1点、51ページの9番、教職員一人一人が人権意識をというところですが、一読したところ、一体これは誰の人権意識かということが読み取れずにおりました。田代先生のお話で、これは教職員の人権意識のことなのだとなつて理解しましたが、もしそうだとすると、27ページの1の3行目も、道徳性のかん養と人権意識がセットになつていますが、いかがでしょうかということ、一度目は、先生の間接性によってそれを高めることで、生徒の人格形成に影響を与えるというように読みました。ですから、ここ質問というか意見ですけれども、人権意識のところを、道徳性のかん養と人権意識を高めるという考えではいかがでしょうかということ、以上です。

○**佐々木修一会長** 続いて、山口委員お願いします。

○**山口真樹委員** 山口です。29ページの学校図書に関するのですが、学校司書がいる年はいいのですが、いない年の学校の図書購入に関して、先生の負担がかなり大きく、選定することができず購入が滞つたり、書店が薦めるものをそのまま購入して終わってしまうことがあるので、是非年度に2回ぐらい、小分けで20冊くらいお薦めを学校に配布していただくと、司書がない学校でも購入しやすくなるのではないかなと思ひます。

次に、37ページの部活動が地域に移行されますが、これは、生徒たちは守られる、ハラスメントの根絶等に向けた取組があるのですが、指導者の保護も必要になつてくるのではないかなと思ひますので、そちらも併せて進めていただければなと思ひます。

次に、63ページ。私学の部分ですが、エアコンがまだ入っていない学校もあるので、是非、公立も私立も関係なく、岩手県の子どもたちの学ぶ環境を整えていただければと思っています。後は、学ぶ場所を学校だけではなく、図書館やアイーナとか、もっと多くで活用できればいいなと思っています。盛岡市は多いと思いますが、他の地域でも公民館が小さいとか、学習する場が家しかないとか、下校したらなかなか生徒が見えないということもありますので、学ぶ場所が各市町村であればいいなと思います。

次に、74ページ。I ールームについて読ませていただきました。是非この辺の資料が学校でも見られるように、パンフレットとかで子どもたちが直接見られるように、もっと知りたい時はアイーナへという形で進めていただけると、もっと広がっていいのかなと思いました。

最後ですが、74ページ。下から2つ目のポツですが、PTAを初め各種と書いてあるので、私は岩手県PTA連合会から来ていますので、岩手県PTA連合会とも是非連携していただいて、岩手県PTA連合会でも学校で起こっている問題を考えて動いてはいるのですが、そうではなく、今、岩手県がやろうとしていることをもっと早くに知って、保護者の学びの場を提供できると思いますので、その辺を是非お願いします。以上です。

○佐々木修一会長 最後に、山本委員お願いします。

○山本奨委員 数字にまつわることで、2つお話しします。考え方についての意見であり、具体的な部分に関する指摘ということではありません。

1つは、27ページと46ページの両方にまたがっていじめのことが書いてあって、いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合が、当該の調査時においては小中学校が84%台になっていて、さらにその割合を高めていく必要がありますとされています。高める前に、残りの16%の意味は一体何だろうと考えることの方が教育的なのかなと思って発言をしました。言うまでもなく、法が定義するいじめは、対象者が苦痛を感じた場合で、そこには悪意だとか攻撃ということは全く含まれないことになっています。県内には、いじめはいかなる理由があっても許されないと基本方針に明記されている学校もありますが、そのような学校で時々発生するのは、善意から行ったからいじめではない、これをいじめと呼んだら、悪意がなかった子を加害者として呼ばなければいけないから、だからこれはいじめではないんだという誤りです。法が定義するいじめの中には、人権侵害だけではなくて、人間関係づくりの力の不足というの也被っているわけです。文部科学省も自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子どもたちの成長の過程で様々な失敗を経験するといじめのことを説明しています。子どもが、人の失敗を許されないことと考えてしまうのは、いかがかと思うわけです。こう考えると、単純にいじめを善悪だけで考えている子どもは、いじめをいけないことと思いますけれども、法の定義がよく分かっていたり、他の子にも寛容であろうとする子どもは、必ずしもそうとは言えないと考えるわけです。この16%は、必ずしも規範意識がない子たちだけではなくて、思いやりのある子たちなのかもしれません。法が防ぎたいのは、いじめという言葉よりも、人権侵害という言葉の方が遥かに近いような感じがします。人権侵害という視点でいじめの問題については、もう一度整理をするという視点を、この16%の子たちはくれたのかなと考えました。

もう1つです。全体に渡ることですけれども、目標値の扱いについては、上手に数字にとらわれないようにされている気はしましたが、それでもやはり数字が達成されているかどうかということが気になることのように思います。他の委員さんからも調査方法はどうだったのかということがありましたけれども、この調査は、何うところ県学調ですとかそういった機会に取られているものであって、全数調査ではないわけですよね。そういった意味では標本調査ですから、得られたパーセントには当然誤差が含まれます。例えば、95%信頼区間というのを示して、この幅の中で、揺れは考慮しながら解釈したほうがいいように思います。今見えている数字は、標本の値であって、岩手県の教育の真の値ではないわけです。正しい手続きをとれば数パーセントの違いには意味がなくなって、すでに達成できていると考えることもできたりします。こういう話をすると、また専門過ぎる話と思われるかなと思って少し付け加えますが、中学校とか高校の数学には、統計がどんどん入ってきているわけです。学習指導要領では、例えば標本調査という考え方や意味を理解するのは中学3年生です。信頼区間という言葉は数学Bの中で扱うことになっています。私も県内外の高校で総合的な探究の時間をお手伝いすることがありますが、高校生たちが統計の知識を使いながら、上手に発表しているという姿をしばしば拝見させていただきます。教育行政が発表されるものですから、中学生や高校生に疑義を抱かれないような発表の仕方ですとか、それから中学生、高校生の模

範となるような示し方というのにも検討する必要があると思っていました。もちろん、全体でのことがあると思いますので、すぐに改善してくださいということではなくて、中学生、高校生の理解は、実は私たちが思うよりも進んでいるかもしれないと思った方がということをお申し述べさせていただきました。両方も意見ですので、御回答には及びません。以上です。

○佐々木修一会長 全ての委員さん方から御意見をいただきました。時間がもうほとんど無くなりましたので、全ての御質問に対するお答えとか意見に対するコメントをいただけないものですから、私の方で、委員さん方の御発言の中で、共通で取り上げられていた要素をいくつか取り出してお聞きしたいと思うのですが、1つは、複数の委員から出された地域づくり、社会づくりに貢献できる人材の育成という観点が少し弱いのではないかという御意見がございました。その点については、いかがでしょうか。地域づくり、社会づくりに力を発揮できるような人材の育成というのは、こういうところに表しているのだというようなものがありましたらお願いします。

○安齊高校改革課長 高校の取組について申し上げます。西山委員からも「高校魅力化」の話がございました。今、全県の高校で高校の魅力化を推進しており、この中で地域課題について、実際に地域に出て、地域と協働しながら取組を行っております。そういう中で地域と連携したコンソーシアムの設置・形成などにも取り組んでおります。そういった取組を通じて、地域意識の醸成を図っていく、それが地域の課題解決の力につながっていく、また、そういった態度の育成に取り組んでいるところです。

○佐々木修一会長 私も、いくつかの高校で地域連携に一生懸命取り組んでいる研究発表等を見せていただいたことがありましたが、取組というのは、やはり高校によって少しずつ違いますので、例えば盛岡市内の高校ですと、地域ということではなくて、グローバルな視点、テーマでの研究というのが多いのですが、沿岸・県北の学校を見せていただくと、地域研究にとっても熱心に取り組んでいる学校があって、心強いな、こういう研究発表を地域の方々が開いたらどんなに喜ぶだろうと思ったことがありますけれども、全ての学校がますますそういった取組を続けていただければいいと思います。

○安齊高校改革課長 補足で説明をさせていただきます。ただ今、会長からお話がありました高校魅力化については、先ほど、地域連携のことを御紹介しましたが、令和3年度に「いわての高校魅力化グランドデザイン」を策定しまして、その中で地域連携、学術・国際連携、産学連携という3つの柱建てをし、学校の特色に応じた魅力化に取り組んでおります。紹介しました、地域の課題に取り組む地域連携や国際的な取組、また専門高校では企業と連携した取組という、それぞれの特色を生かした取組を進めているところですので、御紹介します。

○佐々木修一会長 お答えいただきたい2点目ですが、人権意識の醸成という観点の御意見が複数ありましたが、特に、この振興計画全体を通じて、子どもたちの人権の尊重と人権意識を育てようというところは読み取れるのですが、教員の人権の尊重ですとか、やはりそういう部分について、そのところがしっかりしていないと、先生方の人権は当然保障されるし、しっかり守られるというところの表現が盛り込まれて、はじめて次に進めるのではないかという御意見があったところですが、その点についていかがでしょうか。

○大森教職員課総括課長 51ページの人権意識のところ、教員一人一人の人権意識のことかというお話を八重樫委員さんからいただいたところですが、児童生徒の意識を教職員として高めていくという趣旨で書いております。後は、教職員の人権をどう守っていくのか、制度的な保障があって、はじめて働き方改革に進んでいくのではないかという部分は御指摘の通りだと思いますが、ここをどう書くか、当然のことであり、重要なことではありますけれども、計画に書くことについていろいろな御意見もあるのかなというところもありまして、少し中で検討したいと思います。56ページに具体的な取組などについて書いておりますが、答えになるかはどうかというところですが、今、並行して働き方改革プランの見直しを行ってございまして、チームとしての学校の取組ですとか、ここには書いておりませんが学校を取り巻く法的な課題ですとか、そういったものに先生方は非常に御苦労されて疲弊されているという話も聞いておりますので、専門家、

具体的にはスクールロイヤー、弁護士の方に相談できる仕組みなども考えているところです。後、働き方改革プランのところでは、ワーク・ライフ・バランスということで、ライフの質の重要性ということで、そういったところも重点的に次のプランでは考えていこうということで、例えば、経年で数字も取っているのですが、自分の家庭のための時間を十分に確保できているか、自由な時間を確保できているかなど、そういったところも指標として設けながら、いわゆる仕事以外の部分の充実ということも高めていける取組をしていかなければと考えております。人権意識ということでは、直接の答えになっていないかと思いますが、書きぶりについては、内部で検討させていただきたいと思いますが、取組の方向性ということで御紹介させていただきました。

○佐々木修一会長 本当はもう少しあったのですが、時間が来ましたので、この辺で議事(2)は終わらせていただきたいと思います。

(3)その他

○佐々木修一会長 それでは引き続き、議事(3)その他ですが、資料5のパブリック・コメント等の実施について、事務局から御説明をお願いします。

○西野教育企画室長 それでは、資料5をお開き願います。今、いただきました御意見を踏まえまして、パブリック・コメントにかけます素案の最終調整をして参りたいと思います。また、いただいた御質問、この場、この時間でお答えできなかったことにつきましても、資料2のような形で整理いたしまして、お示しさせていただきたいと思いますので、御了承願います。

資料5の方に戻りまして、パブリック・コメントのことですが、今日御覧いただきました、資料4-1と資料4-2の部分を修正いたしまして、その修正に関しましては、会長に御相談しながら最終調整させていただきますので、この場で御了承いただければと思います。そして、御覧の資料の通り、募集期間は、来月12月の中旬から約1か月間パブリック・コメントを実施し、その結果を受けて第5回の審議会の方でお示しさせていただければと思っております。パブリック・コメントは、県の合同庁舎ですとかホームページからという形で皆さんに広く意見を募集したいと思っております。以上、簡単ではございますが、パブリック・コメント等の実施について、御説明とさせていただきます。

○佐々木修一会長 ありがとうございます。事務局から御説明いただきましたパブリック・コメント等の実施につきまして、委員の皆様方から何か御質問等ございませんか。

(なしの声)

○佐々木修一会長 それでは、ないようでございますので、ただ、皆様方から更に御意見とか、或いはパブリック・コメントについて追加の御質問、御意見等があった場合には、修正させていただきますけれども、その修正につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○佐々木修一会長 それでは、パブリック・コメントに向けた修正につきましては、会長の私がお預かりいたしまして、事務局と調整して進めて参りますので、よろしく願いいたします。

その他に委員の皆様から議事として何か御提案はございますか。

(なしの声)

○佐々木修一会長 事務局、何かありますでしょうか。

○西野教育企画室長 特にございません。本日も限られた時間の中で、たくさんの御意見ありがとうございました。

○佐々木修一会長 最後に教育長から御発言はございますか。

○佐藤教育長 それでは、一言御礼を申し上げさせていただきます。本日も長時間に渡りたくさん貴重な御意見を頂戴いたしまして、気づきを得ることができました。しっかり我々なりに咀嚼して、いかに反映させていくか、会長と相談させていただきながら、パブリック・コメントに向けて進めて参りたいと思います。次回の審議会が、今年度予定している最後の審議会となります。今回いただいた御意見を踏まえて、パブリック・コメント後になりますが、事務局が作成する最終の答申案を御審議いただくことにしております。委員の皆様には、御多用のところ大変恐縮ではございますが、引き続きお力添えをいただきますようお願いを申し上げまして、私からの御礼とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

○佐々木修一会長 以上で議事を終了いたしまして、進行を事務局にお返しします。

4 その他

○西野教育企画室長 会長ありがとうございました。次第4その他ですが、皆様から何かございますか。

5 閉会

○西野教育企画室長 長時間にわたり、御議論・御審議ありがとうございました。次回の審議会は、教育長からもお話がありました通り、今年度予定おります最後の審議会となります。日時は、来年の1月19日(金)10時から12時まで、こちらサンセール盛岡で開催する予定となっております。改めて御案内しますので、よろしく申し上げます。本日の審議会はこれもちまして閉会します。ありがとうございました。